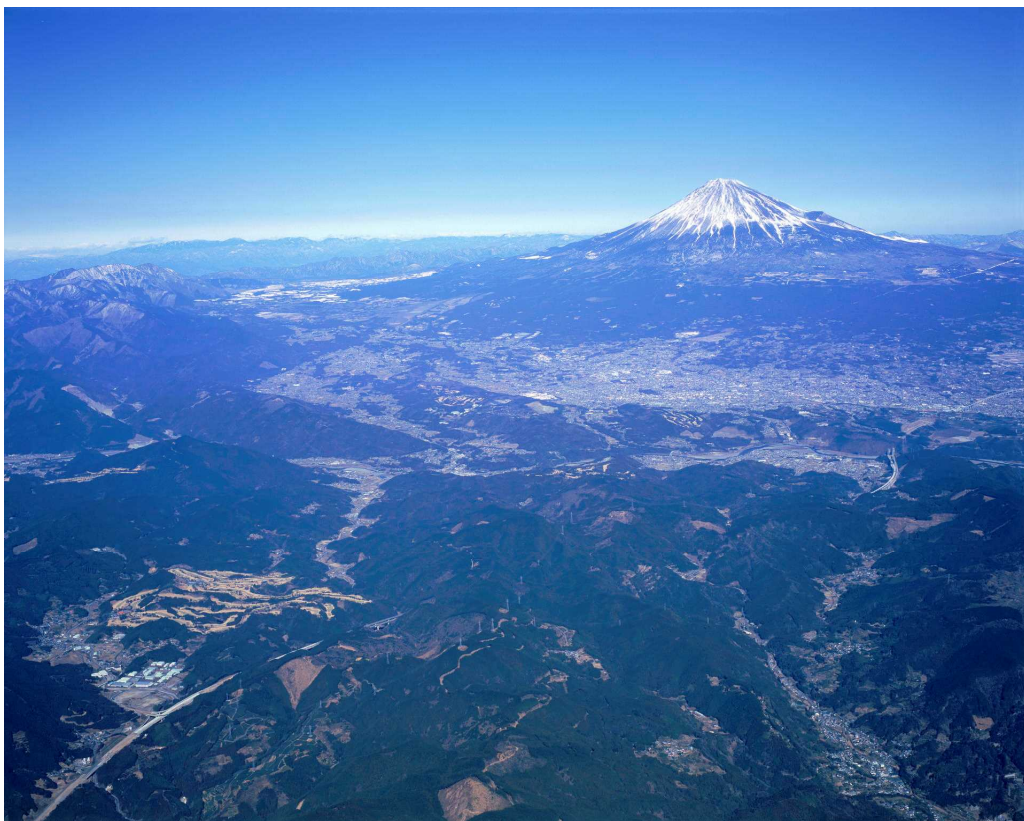




富士宮市の水道事業決算書の見方



富士宮市水道事業会計と決算書について

富士宮市水道事業は、地方公営企業法という法律に基づいて、富士宮市の会計からは独立して運営しています。

これは地方公営企業法第3条で「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮する」ことが義務付けられているからです。そのため、経営に必要な費用は税金ではなく、上水道の利用者の皆さまからいただく水道料金の収入でまかっています。これは下水道事業や病院事業も同じです。

富士宮市の上水道を使用し、その料金を支払っていただいている皆さんに適正なサービスを提供するため、施設・設備の維持管理や整備に必要な経費は、適正な料金水準を自ら設定して、効率的な運営をしている中から作り出しています。

この、富士宮市の会計から独立して運営する方法を「独立採算制」といい、経理のやり方についても一般会計とは異なる「公営企業会計」という制度を採用しています。

経営や資産等の状況を正確に把握し、弾力的な経営などに取り組めるよう、公営企業会計では民間企業のように複式簿記という計算方法を使って、4月1日から翌年3月31日までの、1年分の経理計算を行っています。

「損益計算書」「貸借対照表」「キャッシュ・フロー計算書」（これを財務三表ともいいます）を中心とした決算書類は一定の規則に沿って作成されており、これを用いて水道事業の経営成績や財政状況にかかる実績を取りまとめたものが「決算書」です。

この決算書の見方を知っていただくことで、皆さんに富士宮市の水道について、少しでも身近に感じていただければと思います、本書を作成しました。

ぜひ隣に「富士宮市水道事業決算書」を並べながら、本書をお読みいただければと思います。



収益的収支と資本的収支の関係について

水道事業の会計は、収益的収支と資本的収支という2つの収支から成り立っており、それぞれに異なった役割を持っています。

◎収益的収支（日々の事業を運営するための取引）

主な収入：上水道給水収益

主な支出：水道施設の維持管理費、修繕費等

収益的収支は、日々の事業を運営するための取引（1年分の経理）を表しています。

主な収入である上水道給水収益から、主な支出である水道施設の維持管理費や修繕費等を差し引きすると、余剰（利益）が発生します。この利益は、資本的収支の不足額を補填するための「将来水道施設を整備するための貯金（内部留保資金）」として、その一部を積み立てます。

収益的収支については、後ほどまた詳しく説明します（本書P3参照）。

◎資本的収支（水道施設の整備や更新のための取引）

主な収入：借入金、他会計負担金等

主な支出：水道施設を建設する工事費、老朽管の更新工事費等

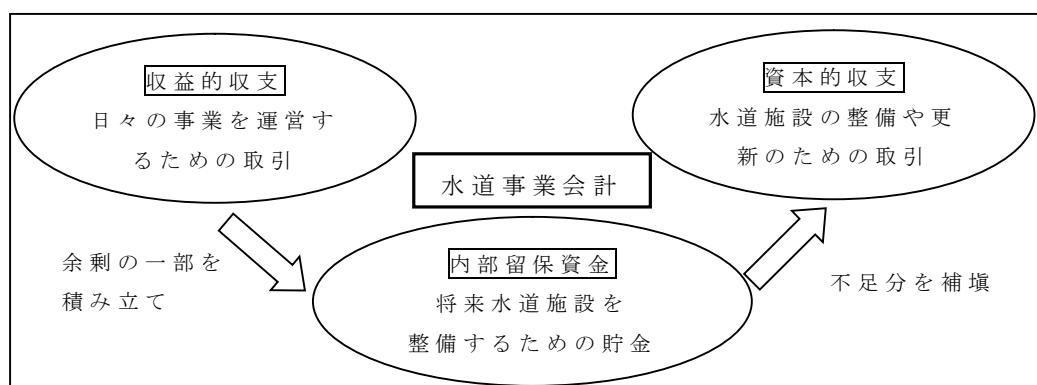
資本的収支は、水道施設の整備や更新のための取引を表しています。

主な支出である工事費から、主な収入である借入金や他会計負担金を差し引きすると、不足が発生します。この不足分は、収益的収支で積み立てた「将来水道施設を整備するための貯金（内部留保資金）」から補填します。

資本的収支についても、後ほどまた詳しく説明します（本書P4参照）。

将来水道施設を整備するための貯金（内部留保資金）について

「将来水道施設を整備するための貯金（内部留保資金）」は、収益的収支で生じた純利益を毎年積み立てているもので、一般家庭における貯金のようなものです。これは資本的収支の不足額に補填するため、ある程度の余裕がないと、安定した水道事業を運営することが出来ません。「収益的収支」「資本的収支」「内部留保資金」の関係を、図で示します。



日々の事業を運営するための取引（収益的収支）について

決算書 P1 の「富士宮市水道事業決算報告書」を見てください。

「(1) 収益的収入および支出」として記載されているのが、「日々の事業を運営するための取引」である「収益的収支」で、水道事業における 4 月 1 日から 3 月 31 日の 1 年間の収支が記載されています。

(1) 収益的収入及び支出

収入		支出	
第 1 款	水道事業収益	第 1 款	水道事業費用
第 1 項	営業収益	第 1 項	営業費用
第 2 項	営業外収益	第 2 項	営業外費用
第 3 項	特別利益	第 3 項	特別損失
		第 4 項	予備費

◎収益的収入

収益的収支のうち、まず収入について説明します。

収入は、「第 1 款 水道事業収益」と表記されている部分です。

第 1 項から第 3 項までで構成されています。

第 1 項「営業収益」は、水道事業の本業による収益です。最も大きいものは「上水道給水収益」で、これは水道料金のことです。

第 2 項「営業外収益」は、水道事業の本業以外による収益です。最も大きいものは「長期前受金戻入」ですが、これは後ほど説明します（本書 P6 参照）。

◎収益的支出

次に収益的収支のうち、支出について説明します。

支出は、「第 1 款 水道事業費用」と表記されている部分です。

第 1 項から第 4 項までで構成されています。

第 1 項「営業費用」は、水道事業の本業にかかる費用です。水道施設の電気代や薬品代、管理委託や修繕料等の費用、職員の給与などが含まれます。最も大きいものは「減価償却費」ですが、これも後ほど説明します（本書 P8 参照）。

第 2 項「営業外費用」は、水道事業の本業以外にかかる費用です。最も大きいものは「支払利息及び企業債取扱諸費」で、施設を作る時に借り入れた企業債（借金）の利息にかかる支出です。

「収入」から「支出」を引いたものが、「当年度純利益（純損失）」です。当年度で差し引きがプラスなら純利益、マイナスなら純損失と表記します。純利益が発生した場合、その一部は「将来水道施設を整備するための貯金（内部留保資金）」として積み立てられます（本書 P2 下部参照）。

水道施設の整備や更新を行うための取引（資本的収支）について

「収益的収支」から分かることは「日々の事業を運営するための取引」で、1年間の収支を記載しています。しかし施設の整備や更新を行った場合、その施設はその1年間だけ使用するものではなく、施設がある限りずっと使用し続けることができます。そのため複数年に渡って影響を及ぼすような「水道施設の整備や更新のために行った取引」は、収益的収支とは別に計算することとされています。これが「(2) 資本的収入および支出」として記載されている部分で、「資本的収支」と呼びます。

(2) 資本的収入及び支出

収入		支出	
第1款	資本的収入	第1款	資本的支出
第1項	企業債	第1項	建設改良費
第2項	固定資産売却代金	第2項	企業債償還金
第3項	工事負担金		
第4項	他会計負担金		
第5項	加入金		
第6項	他会計出資金		
第7項	他会計補助金		

◎資本的収入

資本的収支のうち、まず収入分について説明します。

収入は、「第1款 資本的収入」と表記されている部分です。

第1項から第7項までで構成されています。

第1項「企業債」は借金の借り入れ、第2項「固定資産売却代金」は固定資産の売却代金収入、第3項「工事負担金」は配水管移設工事等に対する国・県・他会計などからの負担金収入、第4項「他会計負担金」は消火栓設置工事に対する一般会計からの負担金収入、第5項「加入金」は上水道への新規加入時にかかる加入金収入、第6項「他会計出資金」は工業団地水道施設整備に対する一般会計からの出資金収入、第7項「他会計補助金」は地震対策事業等に対する県の交付金収入です。

◎資本的支出

次に資本的収支のうち、支出分について説明します。

支出は、「第1款 資本的支出」と表記されている部分です。

第1項と第2項で構成されています。

第1項「建設改良費」は施設の建設や設備の購入にかかる費用で、工事費や設計業務を行う職員の人件費等です。第2項「企業債償還金」は借金の元金を返済するための支出です。

収益的収支と同様に資本的収支においても「収入」から「支出」を引きますが、収益的収入における上水道給水収益のように大きな収入が無い場合、必ず支出が収入を上回ることであります。この不足分は、収益的収支で積み立てた「将来水道施設を整備するための貯金（内部留保資金）」から補填します（本書P2下部参照）。

減価償却費：お金の減らない支出（現金支出を伴わない費用）

例えば水道事業で 200 万円の軽自動車（資産）を現金で購入したとします。車を購入するとその時に 200 万円というお金を支払う一方で、固定資産として 200 万円の軽自動車という資産を取得したことになります。

この場合、軽自動車という資産を購入するためにお金を使ったことから、会計処理上は収益的支出ではなく、資本的支出として計上されます。

なお、購入した車の 200 万円の資産価値は、永遠には続きません。使っていくうちに劣化して、資産価値が減っていきます。この減っていく資産価値分を費用（支出）として計上することを、減価償却といいます。

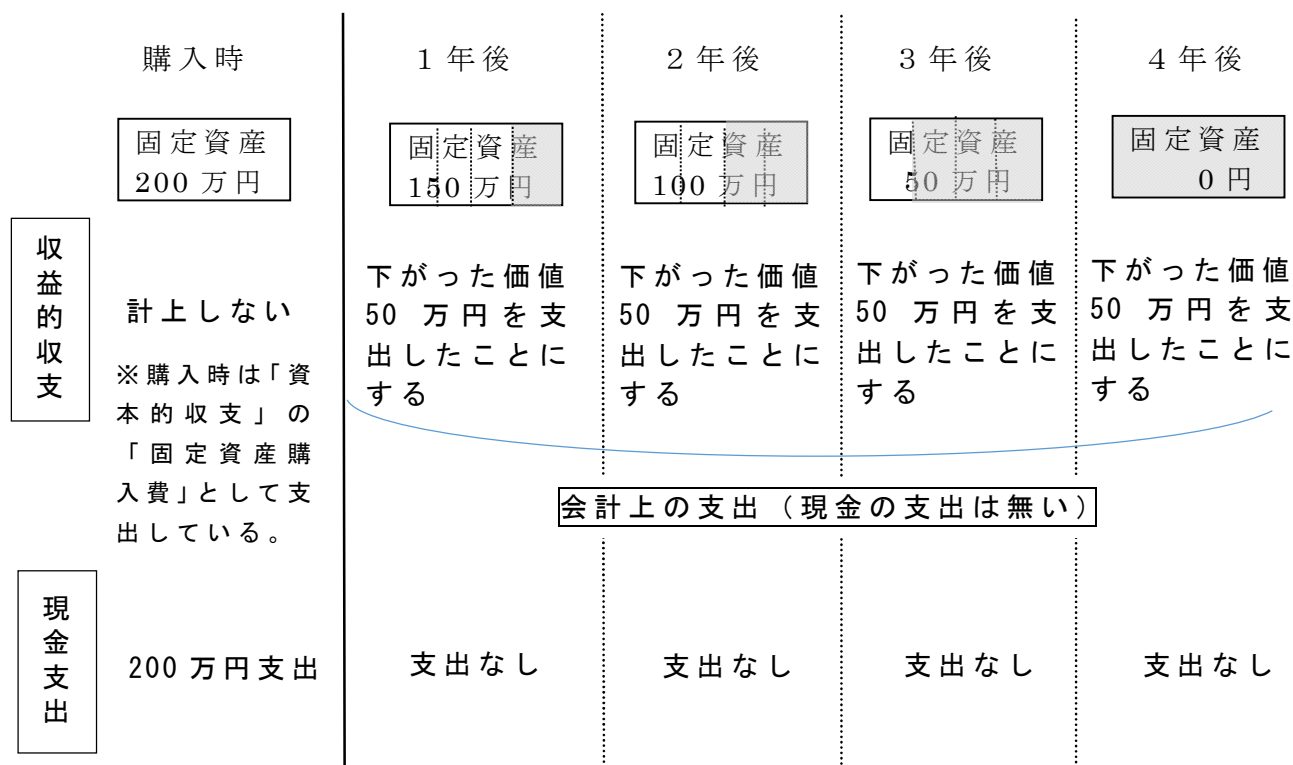
軽自動車の耐用年数（資産として使える年数）は、公営企業会計上では 4 年とされていることから、4 年間にわたり費用として計上します。そのため毎年 50 万円ずつ、4 年間の費用（支出）を計上します。この毎年の費用（支出）が、減価償却費として収益的支出に計上されます。

減価償却費は会計（帳簿）上の支出としているだけで、実際に現金を支払っているわけではありません。

・減価償却費の計算方法（定額法）

取得原価		取得した資産の耐用年数		減価償却費
200 万円	÷	4 年	=	50 万円/年

・減価償却費のイメージ



長期前受金戻入：お金の増えない収入（現金収入を伴わない収益）

長期前受金戻入とは、資産を取得する時に自己資金以外の財源（元手）となった補助金等（長期前受金）の分を、減価償却のタイミングに対応して収益化するもので、現金収入を伴わない会計（帳簿）上の収益です。

例えば、先ほどの 200 万円の軽自動車を買う時に、国から 40 万円の補助金をもらったとします。

この場合、軽自動車という資産の購入のために補助金をもらったことから、会計処理上は収益的収入ではなく資本的収入として計上されます。

軽自動車の耐用年数は 4 年ということで毎年 50 万円ずつ 4 年間にわたり減価償却費という費用（支出）が発生しますが、補助金も同様に、4 年間にわたり毎年 10 万円ずつを収益（収入）として計上します。

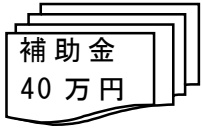
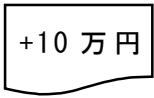
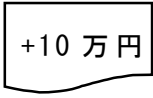
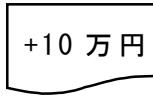
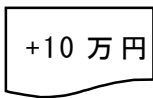
このように受け取った補助金の総額を、購入した資産の耐用年数で割った金額が、長期前受金戻入として収益的収入に毎年計上されます。

長期前受金戻入は会計（帳簿）上の収入としているだけで、実際に現金を受け取っているわけではありません。

・長期前受金の計算方法（定額法）

補助金等		取得した資産の耐用年数		長期前受金
40 万円	÷	4 年	=	10 万円 / 年

・長期前受金のイメージ

	購入時	1 年後	2 年後	3 年後	4 年後
					
収益的収支	計上しない ※購入時は「資本的収支」の「補助金」として収入している。	補助金のうち 10 万円を収入したことにする	補助金のうち 10 万円を収入したことにする	補助金のうち 10 万円を収入したことにする	補助金のうち 10 万円を収入したことにする
現金収入	40 万円収入	収入なし	収入なし	収入なし	収入なし

会計上の収入（現金の収入は無い）

損益勘定留保資金

本書 P5、P6 の例の減価償却費や長期前受金戻入のように、収益的収支の中には帳簿上に存在するだけで、実際にはお金が増えたり減ったりしているわけではないものが含まれています。

これらのことを、「損益勘定留保資金」といいます。損益勘定留保資金は実際にお金が動いているわけではなく、留まっている資金のことを指し、資本的収支の赤字部分に充てる留保資金の一つです。

補助金を受けて軽自動車を購入した今回の例にあてはめると、その年度の損益勘定留保資金は 40 万円となります。

減価償却費（支出）50 万円 ・ ・ ・ 実際にはお金は減っていない
→ 50 万円留まっている

長期前受金戻入（収入）10 万円 ・ ・ ・ 実際にはお金は増えていない
→ 10 万円差し引く必要がある

→ 差し引き、40 万円が留まっている（損益勘定留保資金）



マッピングシステムによる配管状況の確認



テレメータ装置による水道施設の監視



北山浄水場緩速ろ過池の汚砂削取作業



取水口の清掃（内野取水場）

財務三表について

「損益計算書」「貸借対照表」「キャッシュ・フロー計算書」は財務三表ともいい、水道事業の経営成績や財政状況にかかる実績を取りまとめた、決算書の中心となる決算書類です。

ここからは簡単に、それぞれの具体的な見方を示します。



給水袋を使用した給水訓練



被災地での実際の給水活動



緊急の漏水修繕



給水車と給水スタンド



水源取水ポンプの入替作業（貫水水源）



漏水修繕工事現場

損益計算書（決算書 P 3 - 4）

損益計算書は、ある一定期間（水道事業では4月1日から3月31日の1年間）における企業の経営成績を明らかにするため、その期間中に得たすべての収益やこれに対応するすべての費用、最終的な損益を記載した報告書です。

損益計算書からは、この1年間でどのような経営活動を行って、どれだけの経営成績を上げたのかが分かります。

「損益」は「収益」－「費用」の計算で求めることができ、これがプラスなら、利益が出ていることになります。またマイナスなら、損失が出ていることになります。

◎営業利益

「1 営業収益」－「2 営業費用」＝「営業利益（損失）」（A）

営業利益（損失）は、「水道事業の本業」による損益です。

「水道事業の本業」とは、きれいな水を作って、みなさんにお届けすることです。みなさんからいただいた水道料金による収益や、取水した水をきれいな飲み水にして給水区域に配るためにかかる費用という、主な営業活動による結果を表しています。

◎経常利益（損失）

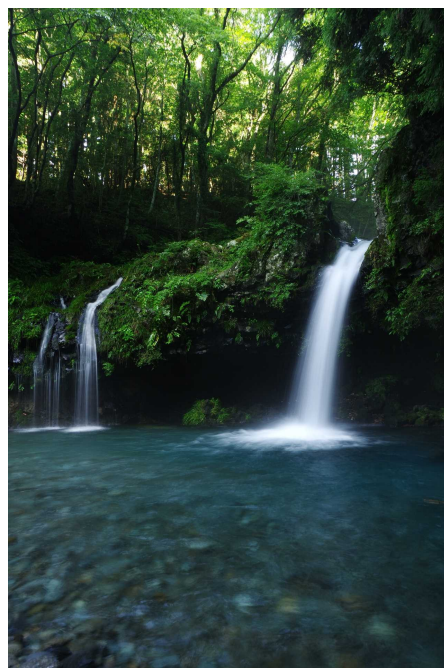
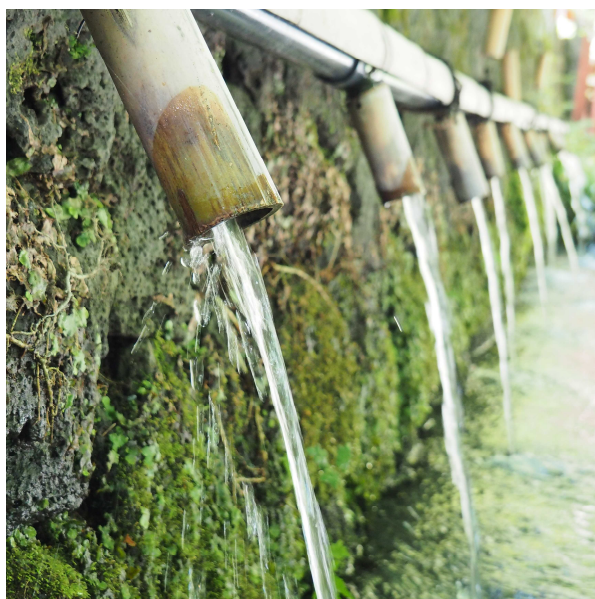
「営業利益（損失）」（A）＋「3 営業外収益」－「4 営業外費用」
＝「経常利益（損失）」（B）

経常利益（損失）は、本業である営業利益（損失）（A）に加え、他会計からの負担金や補助金、借入金利息の支払いなど、本業以外の資金調達活動を含めて発生した、損益の結果を表しています。

◎当年度純利益（損失）

「経常利益（損失）」（B）＋「5 特別利益」－「6 特別損失」
＝「当年度純利益（損失）」（C）

当年度純利益（損失）は、経常利益（損失）（B）にそれ以外のすべての損益を含めて発生した、1年間の最終的な損益の結果を表しています。



令和 年度富士宮市水道事業損益計算書
(令和 年4月1日から令和 年3月31日まで)
(単位 円)

- 1 営業収益
 (1) 上水道給水収益
 (2) 受託工事収益
 (3) その他の営業収益

- 2 営業費用
 (1) 原水及び浄水費
 (2) 配水及び給水費
 (3) 受託工事費
 (4) 総係費
 (5) 減価償却費
 (6) 資産減耗費
 (7) その他の営業費用

営業利益（損失）…（A）

- 3 営業外収益
 (1) 受取利息及び配当金
 (2) 他会計負担金
 (3) 他会計補助金
 (4) 長期前受金戻入
 (5) 雑収益

- 4 営業外費用
 (1) 支払利息及び企業債取扱諸費
 (2) 雑支出

経常利益（損失）…（B）

- 5 特別利益
 (1) 固定資産売却益

- 6 特別損失
 (1) 過年度損益修正損

当年度純利益（損失）…（C）

前年度繰越利益剰余金（欠損金）

その他未処分利益剰余金変動額

当年度未処分利益剰余金（未処理欠損金）

貸借対照表（決算書 P 7－8）

貸借対照表は、年度末（３月３１日）時点で水道事業が所有しているすべての資産、負債及び資本を記載した報告書です。

貸借対照表の「資産の部」からは、集めたお金を使って取得した資産が現在どのような状態で、どれだけあるのかが分かります。

「負債の部」及び「資本の部」からは、資産を取得するためのお金を、どのように集めたのかが分かります。

「資産の部」の額は、「負債の部」と「資本の部」を合計した額と一致します。

それでは「資産の部」「負債の部」「資本の部」について、もう少し詳しく説明します。

◎資産の部

資産は土地・建物・現金のように、所有している財産のことで、その性質によって「固定資産」と「流動資産」に分かれています。１年のうちに現金化できるものが「流動資産」、できないものが「固定資産」です。

また先ほど説明した減価償却費は、土地以外の固定資産である建物や管路などに対して、決算のタイミングで発生します。減価償却費の累計となる減価償却累計額の分だけ、資産は減少していきます。

◎負債の部

負債は企業債（借金）や未払金のように、これから他者に返さなければならないもののことで、その性質によって「流動負債」と「固定負債」に分かれています。１年のうちに返さなければならないものが「流動負債」、それ以外のものが「固定負債」です。

「繰延収益」とは、資産（配水管など）を取得する時にもらった補助金などの総額のことです。先ほど説明した長期前受金が、決算のタイミングで減価償却費とセットで発生します。

会計上は負債の一部として扱われることから、長期前受金の累計となる長期前受金収益化累計額の分だけ、負債は減少していきます。

◎資本の部

資本は元手となる資本金や、事業で獲得してきた利益など、返す必要のないお金のことです。



取水ポンプ設備（大宮水源）



配水管設備（大宮配水池）

令和 年度富士宮市水道事業貸借対照表
(令和 年 3 月 3 1 日)

(単位 円)

資産の部

- 1 固定資産
 - (1) 有形固定資産
 - 有形固定資産合計
 - (2) 無形固定資産
 - 無形固定資産合計
 - 固定資産合計
- 2 流動資産
 - (1) 現金預金
 - (2) 未収金
 - 貸倒引当金
 - (3) 前払金
 - (4) 貯蔵品
 - (5) その他流動資産
 - 流動資産合計
 - 資産合計

負債の部

- 3 固定負債
 - (1) 企業債
 - (2) 引当金
 - 固定負債合計
- 4 流動負債
 - (1) 企業債
 - (2) 未払金
 - (3) 引当金
 - (4) その他流動負債
 - 流動負債合計
- 5 繰延収益
 - (1) 長期前受金
 - (2) 長期前受金収益化累計額
 - 繰延収益合計
 - 負債合計

資本の部

- 6 資本金
- 7 剰余金
 - (1) 資本剰余金
 - (2) 利益剰余金
 - 剰余金合計
 - 資本合計
 - 負債資本合計

キャッシュ・フロー計算書（決算書 P30）

キャッシュ・フロー計算書は、ある一定期間（水道事業では4月1日から3月31日の1年間）における、水道事業の現金の増減とその理由を記載した報告書です。「損益計算書」や「貸借対照表」だけでは分かりにくい1年間の現金の流れ（どれだけ現金が増えたか、減ったか）と、その理由を知ることができます。

◎ 1 業務活動によるキャッシュ・フロー

業務活動によるキャッシュ・フローは、水道事業本来の営業活動によって、資金を稼げているかを表しています。水道事業を継続するためには、水をきれいにする浄水場や飲み水を配るための配水管などの維持管理にかかる費用を、上水道給水収益によってまかなっていかなくてはなりません。そのため、業務活動によるキャッシュ・フローは、必ずプラスになります。

◎ 2 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、水道施設の更新などの設備投資のために、どれだけ資金を使ったかを表しています。水道施設の多くが更新の時期を迎えていることから、更新にかかる費用は多額になっていく傾向にあります。多くの設備更新を行った場合、投資活動によるキャッシュ・フローは、マイナスになります。

◎ 3 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、借入と返済による資金の増減を表しています。水道事業では、水道料金で稼いだ資金に加え、企業債などの借入金を使用して、水道施設の更新を行っています。借りた金額よりも返す金額の方が多かった場合、財務活動によるキャッシュ・フローは、マイナスになります。

最後に業務活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フローの3つを合計します。年度初め、4月1日の時点よりもプラスであれば1年間で資金が増加し、マイナスであれば資金が減少したことになります。



水質検査のための採水



非常用自家発電設備の点検（北山浄水場）

令和○年度富士宮市水道事業キャッシュ・フロー計算書
(令和○年4月1日から令和○年3月31日まで)

(単位 円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益

減価償却費

引当金の増減額 (△は減少)

長期前受金戻入額

受取利息及び配当金

支払利息及び企業債取扱諸費

固定資産除却費

未収金の増減額 (△は増加)

未払金の増減額 (△は減少)

預り金の増減額 (△は減少)

棚卸資産の増減額 (△は増加)

雑支出

小計

受取利息及び配当金

支払利息及び企業債取扱諸費

業務活動によるキャッシュ・フロー

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出

有形固定資産の売却による収入

その他投資活動による収入

投資活動によるキャッシュ・フロー

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入

建設改良費の財源に充てるための企業債の償還による支出

他会計からの出資による収入

財務活動によるキャッシュ・フロー

資金増加額 (又は減少額)

資金期首残高

資金期末残高



北山浄水場



大宮水源